

「男女共生防災かるた」取扱要領

(目的)

第1条 摂津市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）が著作権を有する「男女共生防災かるた」（以下、「かるた」という）について男女共同参画センターが主催するイベント等に支障のない範囲で男女共同参画センター外での使用について規定し、男女共同参画の視点をもった防災を考えるきっかけとする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内外の官公庁・団体・企業等とし、使用目的が公共性のあるものとする。

(使用申請)

第3条 貸出を受けようとする者は、借用申請書に所定事項を記入し、貸出期日の概ね2週間前までに、男女共同参画センター長に申請する。

2 電子データの使用をしようとする者は電子データ使用申請書に所定事項を記入し、使用期日の概ね2週間前までに、男女共同参画センター長に申請する。

(使用許可)

第4条 前条の許可は、男女共同参画センター長が文書をもって通知する。

(使用上の遵守)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 本市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) かるたを加工して使用しないこと。
- (4) かるたの使用の際には「摂津市立男女共同参画センター」が作成したものであることを記載する。

(承諾の取消)

第6条 男女共同参画センターは、使用者が第5条に掲げる事項を遵守しなかったときは、使用の許可を取り消すとともに、以後の使用は承諾しないものとする。

2 使用者は、前項の規定により使用の許可が取り消されたときは、直ちにかるたの使用を停止し、貸し出したかるたは返却しなければならない。

3 男女共同参画センターは、第4条の規定による使用の許可を通知した後であっても、市の業務に支障が生じると認められるときは、使用の許可を取り消すことができる。

(貸出)

第7条 貸出を行う際、以下のように規定する。

- (1) 期日は原則的に1週間単位とする。
- (2) 貸出料は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は使用者が負担する。
- (3) 転貸を原則禁止する。
- (4) 使用者の不注意によりかるたの破損、または紛失した場合は、男女共同参画センターへの連絡の上、指示に従うこととする。

(電子データの使用)

第8条 電子データを使用する際、以下のように規定する。

- (1) 使用料は無料とする。
- (2) 電子データの受け渡しについては原則メールにて行う。
- (3) 印刷時には著作権が「摂津市」にあることを明記する。この際については第5条第1項第3号の限りではない。
- (4) 電子データの再配布を禁止する。
- (5) 印刷物を営利利用することを禁止する。

(かるたの管理)

第8条 かるた及びかるたの電子データの保管及び貸出等は、男女共同参画センターが当たる。

(免責)

第9条 男女共同参画センターは、かるたの使用により使用者が被った損害及び使用者が第三者に対して与えた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、男女共同参画センター長が定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。